

「有価証券上場規程」等の一部改正新旧対照表

目次

(ページ)

- 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表 1
- 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表 3
- 上場手数料等に関する規則の一部改正新旧対照表 5
- 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表 10

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>新規上場申請者が株券上場審査基準第4条第3項若しくは第6条第3項の規定の適用を受ける場合又は国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である場合は</u>、第1項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該各号に定める書類を添付するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である新規上場申請者</u></p> <p>a <u>前項第1号から第6号までに掲げる書類</u></p> <p>b <u>その他当取引所が必要と認める書類</u></p> <p>4～9 (略)</p> <p>10 <u>第5項から第9項までの規定にかかわらず、新規上場申請者が国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である場合には、当該新規上場申請者が提出すべき書類の一部を省略することができるものとする。</u></p> <p>11 (略)</p> <p>12 (略)</p> <p>(予備申請)</p> <p>第7条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第3条第11項の規定は、前項の審査を行う場合に付いて、準用する。</p> <p>4 (略)</p> <p>(上場市場の変更)</p> <p>第12条の3 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第3条第11項の規定は、上場市場の変更審査について準用する。</p>	<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第4条第3項又は第6条第3項の規定の適用を受ける<u>新規上場申請者</u>は、第1項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該各号に定める書類を添付するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>4～9 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>10 (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>(予備申請)</p> <p>第7条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第3条第10項の規定は、前項の審査を行う場合に付いて、準用する。</p> <p>4 (略)</p> <p>(上場市場の変更)</p> <p>第12条の3 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第3条第10項の規定は、上場市場の変更審査について準用する。</p>

6 (略)

6 (略)

付 則

この改正規定は、平成23年8月1日から施行する。

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>3 第3条（新規上場申請手続）第3項関係</p> <p>(1) 第3項の規定により有価証券上場申請書に添付する「上場申請のための有価証券報告書」は、Iの部のみをもって成るものとし、2(1)aからfまでの規定に準じて作成するものとする。<u>ただし、新規上場申請者が国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である場合には、有価証券報告書の写しで足りるものとする。</u></p> <p>(2) 第1号cに規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。ただし、新規上場申請者が外国会社である場合は、c、d並びに2(4)gに規定する書類をいうものとする。</p> <p>a 上場会社が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い<u>10</u>(1)及び(2)の規定に基づき提出する書類に準じて作成した書類</p> <p>b～d (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 第3号c及び第4号bに規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。ただし、新規上場申請者が外国会社である場合は、c、d並びに2(4)g及びiの(f)に規定する書類をいうものとする。</p> <p>a 上場会社が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い<u>10</u>(1)及び(2)の規定に基づき提出する書類に準じて作成した書類</p> <p>b～d (略)</p> <p><u>(7) 第5号bに規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、2(3)jに規定する書類をいうものとする。</u></p>	<p>3 第3条（新規上場申請手続）第3項関係</p> <p>(1) 第3項の規定により有価証券上場申請書に添付する「上場申請のための有価証券報告書」は、Iの部のみをもって成るものとし、2(1)aからfまでの規定に準じて作成するものとする。</p> <p>(2) 第1号cに規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。ただし、新規上場申請者が外国会社である場合は、c、d並びに2(4)gに規定する書類をいうものとする。</p> <p>a 上場会社が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い<u>11</u>(1)及び(2)の規定に基づき提出する書類に準じて作成した書類</p> <p>b～d (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 第3号c及び第4号bに規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。ただし、新規上場申請者が外国会社である場合は、c、d並びに2(4)g及びiの(f)に規定する書類をいうものとする。</p> <p>a 上場会社が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い<u>11</u>(1)及び(2)の規定に基づき提出する書類に準じて作成した書類</p> <p>b～d (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>8 第3条（新規上場申請手続）<u>第12項</u>関係</p> <p>(1) <u>第12項</u>に規定する「第2項から第9項までに掲げる書類のうち当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。</p> <p>a～c (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>8 第3条（新規上場申請手続）<u>第11項</u>関係</p> <p>(1) <u>第11項</u>に規定する「第2項から第9項までに掲げる書類のうち当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。</p> <p>a～c (略)</p> <p>(2) (略)</p>

(3) 第12項に規定する「当該書類その他の新規上場申請者がこの条の規定により提出した書類のうち当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

a～i (略)

10 第6条(上場審査料)関係

(1) 第6条に規定する当取引所が定める金額は、100万円とする。ただし、次の a から c までのいずれかに 該当する場合には、その半額とする。

a (略)

b 新規上場申請者が国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である場合

c (略)

(1)の2・(2) (略)

付 則

この改正規定は、平成23年8月1日から施行する。

(3) 第11項に規定する「当該書類その他の新規上場申請者がこの条の規定により提出した書類のうち当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

a～i (略)

10 第6条(上場審査料)関係

(1) 第6条に規定する当取引所が定める金額は、100万円とする。ただし、次の a 又は b に掲げる場合には、その半額とする。

a (略)

(新設)

b (略)

(1)の2・(2) (略)

上場手数料等に関する規則の一部改正新旧対照表

新			旧		
<p>(上場手数料)</p> <p>第2条 株券の上場手数料の支払期日及び徴収標準は、次の表に定めるとおりとする。</p>			<p>(上場手数料)</p> <p>第2条 内国株券の上場手数料の支払期日及び徴収標準は、次の表に定めるとおりとする。</p>		
区 分	支払期日	徴収標準 (定額・定率)	区 分	支払期日	徴収標準 (定額・定率)
新規上場申請者の上場申請した株券の上場	上場日の属する月の翌月末日まで	[定額] 100万円	新規上場申請者の上場申請した株券の上場	上場日の属する月の翌月末日まで	[定額] 300万円
		[定率] 次の(1)及び(2)に掲げる金額の合計金額とする。ただし、1,900万円を上限とする。 (1) 上場申請に係る株券の公募数に公募価格を乗じて得た金額の 万分の2 (2) 上場申請に係る株券の売出数に売出価格を乗じて得た金額の 万分の1			[定率] 上場株式数について 1単位につき 26円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>(削る)</p>			<p>2 外国株券の上場手数料の支払期日及び徴収標準は、次の表に定めるとおりとする。</p>		
区 分	支払期日	徴収標準 (定額・定率)	区 分	支払期日	徴収標準 (定額・定率)
新規上場申請者の上場申請した株券の上場	上場日の属する月の翌月末日まで	[定額] 300万円	新規上場申請者の上場申請した株券の上場	上場日の属する月の翌月末日まで	[定額] 300万円
		[定率] 上場株式数を当取引所の市場における売買単位の数量で除して得た数に26円を乗じて得た金額			[定率] 上場株式数を当取引所の市場における売買単位の数量で除して得た数に26円を乗じて得た金額
上場会社が新たに発行する株券の上場	上場日の属する月の翌月末日まで	1株当たりの発行価格に新たに上場する株式数を乗じて得た金額の 万分の5.2 (他の種類の株式への転換 (株式については会	上場会社が新たに発行する株券の上場	上場日の属する月の翌月末日まで	1株当たりの発行価格に新たに上場する株式数を乗じて得た金額の 万分の5.2 (他の種類の株式への転換 (株式については会

		<p>社がその発行する株式を取得するのと引換えに他の種類の株式を交付することを、新株予約権については会社がその発行する新株予約権を取得するのと引換えに株式を交付することをいう。以下同じ。)が行われる株式の転換により新たに上場する株券、新株予約権の権利行使により新たに上場する株券及び取得条項付新株予約権の取得に伴い新たに上場する株券については万分の1)</p>
--	--	--

2 株券の上場手数料については、前項に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 新規上場申請者の上場申請した株券の上場をする場合において、次の a 又は b に該当する場合には、前項の規定により算出した金額に2分の1を乗じて得た金額を上場手数料とする。

a 新規上場申請者の上場申請した株券が、既に国内の他の金融商品取引所又は外国の金融商品取引所等に上場又は継続的に取引されている場合

b 新規上場申請者の上場申請した株券が、当取引所と国内の他の金融商品取引所に同時に上場される場合

(2) 上場会社が新たに発行する株券の上場をする場合において、当該上場会社（当取引所のみを上場している株券の発行者を除く。）の事業の主体（本店、工場及び取引先の所在地などを勘案して決定する。）が名古屋周辺（愛知県、三重県、岐阜県、静岡県、長野県、富山県、石川県、福井県及び滋賀県をいう。）以外にあるものについては、前項の規定により算出した金額に2分の1を乗じて得た金額を上場手数料とする。

(3)・(3)の2 (略)

3 株券の上場手数料については、前2項に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 新規上場申請者（当取引所のみを上場申請を行った新規上場申請者を除く。）の事業の主体（本店、工場及び取引先の所在地などを勘案して決定する。）が名古屋周辺以外（名古屋周辺（愛知県、三重県、岐阜県、静岡県、長野県、富山県、石川県、福井県及び滋賀県をいう。）以外をいう。以下同じ。）にある場合、又は新規上場申請者の上場申請した株券が、既に国内の他の金融商品取引所又は外国の金融商品取引所等に上場又は継続的に取引されている場合には、前2項に規定する上場手数料の2分の1を上場手数料とする。

(2) 上場会社が新たに発行する株券の上場申請をする場合において、当該上場会社（当取引所のみを上場している株券の発行者を除く。）の事業の主体が名古屋周辺以外にあるものについては、前2項に規定する上場手数料の2分の1を上場手数料とする。

(3)・(3)の2 (略)

(4) 発行済株式のうち上場に適さない株式として上場されていなかった株式が上場されることとなった場合の上場手数料については、次の a 又は b に掲げる場合の区分に応じ、当該 a 又は b に定めるところによる。

a 上場に際して自己株式として取得される場合

上場に際して取得した自己株式の処分（会社法第199条第1項に規定する募集によるものに限る。）を行う場合においては、「新規上場申請者の上場申請した株券の上場」の「徴収標準」〔定率〕(2)を準用して算出した金額に4分の1を乗じて得た金額を上場手数料とする。この場合における支払期日は、当該自己株式の処分に係る払込期日又は払込期間の最終日の属する月の翌月末日までとする。

b 前a以外の場合

「新規上場申請者の上場申請した株券の上場」の「徴収標準」〔定率〕(2)を準用して算出した金額に4分の1を乗じて得た金額を上場手数料とする。

(5)～(8) (略)

平成14年4月1日制定付則

第2条 削除

(4) 発行済株式のうち上場に適さない株式として上場されていなかった株式が上場されることとなった場合の上場手数料については、次の a 又は b に掲げる場合の区分に応じ、当該 a 又は b に定めるところによる。

a 上場に際して自己株式として取得される場合

上場に際して取得した自己株式の処分（会社法第199条第1項に規定する募集によるものに限る。）を行う場合においては、「新規上場申請者の上場申請した株券の上場」の〔定率〕を準用する。この場合における支払期日は、当該自己株式の処分に係る払込期日又は払込期間の最終日の属する月の翌月末日までとする。

b 前a以外の場合

「新規上場申請者の上場申請した株券の上場」の〔定率〕を準用する。

(5)～(8) (略)

平成14年4月1日制定付則

(上場手数料に係る経過措置)

第2条 この規則第2条第1項の規定にかかわらず、新規上場申請者の上場申請した内国株券の上場がなされる場合における上場手数料は、当分の間、次に定める金額とする。

〔定額〕 300万円

〔定率〕

上場日における上場株式数を次の算式により調整した株式数（以下「投資単位調整後上場株式数」という。）について

1単位につき 26円（2,000万円を上限とする。）

「投資単位調整後上場株式数」

= 「上場株式数」 × $\frac{\text{「上場日の投資単位」}}{50万円}$

算式中「上場日の投資単位」は上場日の当取引所

における最終価格を用いて計算し、当該日において売買が成立しない場合には、当該日の国内の他の金融商品取引所における最終価格を用いて計算する。ただし、上場日の当取引所及び国内の他の金融商品取引所における売買が成立しない場合には、上場日後当取引所において最初に売買立会が成立した日と国内の他の金融商品取引所において最初に売買立会が成立した日のいずれか早く到来した日の最終価格を用いて計算し、当取引所において最初に売買立会が成立した日と国内の他の金融商品取引所において最初に売買立会が成立した日が同日である場合には、当該日の当取引所の最終価格を用いて計算する。

(年間上場料に係る経過措置)

第3条 この規則第3条第1項並びに同条第3項第1号及び第2号の規定にかかわらず、内国株券の年間上場料は、当分の間、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める金額とする。

- (1) (略)
- (2) 平成18年1月1日以後に当取引所に株券が新規上場された上場会社

投資単位調整後上場株式数のうち

- | | | |
|---|---|-------|
| a | 1万単位以下の株式数につき | 15万円 |
| b | 1万単位を超え4万単位以下の株式数につき
2,000単位以下を増すごとに | 1万2千円 |
| c | 4万単位を超え12万単位以下の株式数につき
4,000単位以下を増すごとに | 1万2千円 |
| d | 12万単位を超え20万単位以下の株式数につき
1万単位以下を増すごとに | 1万2千円 |
| e | 20万単位を超え100万単位以下の株式数につき
10万単位以下を増すごとに | 1万2千円 |
| f | 100万単位を超え200万単位以下の株式数につき
20万単位以下を増すごとに | 1万2千円 |
| g | 200万単位を超える株式数につき
40万単位以下を増すごとに | 1万2千円 |

(年間上場料に係る経過措置)

第3条 この規則第3条第1項並びに同条第3項第1号及び第2号の規定にかかわらず、内国株券の年間上場料は、当分の間、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める金額とする。

- (1) (略)
- (2) 平成18年1月1日以後に当取引所に株券が新規上場された上場会社

上場日における上場株式数を次の算式により調整した株式数（以下「投資単位調整後上場株式数」という。）のうち

- | | | |
|---|---|-------|
| a | 1万単位以下の株式数につき | 15万円 |
| b | 1万単位を超え4万単位以下の株式数につき
2,000単位以下を増すごとに | 1万2千円 |
| c | 4万単位を超え12万単位以下の株式数につき
4,000単位以下を増すごとに | 1万2千円 |
| d | 12万単位を超え20万単位以下の株式数につき
1万単位以下を増すごとに | 1万2千円 |
| e | 20万単位を超え100万単位以下の株式数につき
10万単位以下を増すごとに | 1万2千円 |
| f | 100万単位を超え200万単位以下の株式数につき
20万単位以下を増すごとに | 1万2千円 |
| g | 200万単位を超える株式数につき
40万単位以下を増すごとに | 1万2千円 |

「投資単位調整後上場株式数」

$$= \text{「上場株式数」} \times \frac{\text{「上場日の投資単位」}}{50\text{万円}}$$

算式中「上場日の投資単位」は上場日の当取引所における最終価格を用いて計算し、当該日において売買が成立しない場合には、当該日の国内の他の金融商品取引所における最終価格を用いて計算する。ただし、上場日の当取引所及び国内の他の金融商品取引所における売買が成立しない場合には、上場日後当取引所において最初に売買立会が成立した日と国内の他の金融商品取引所において最初に売買立会が成立した日のいずれか早く到来した日の最終価格を用いて計算し、当取引所において最初に売買立会が成立した日と国内の他の金融商品取引所において最初に売買立会が成立した日が同日である場合には、当該日の当取引所の最終価格を用いて計算する。

付 則

この改正規定は、平成23年8月1日から施行する。

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条（上場審査）関係</p> <p>(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類（有価証券上場規程第3条各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類をいう。以下同じ。）及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a～c （略）</p> <p>d 第4号関係</p> <p>(a)～(d) （略）</p> <p><u>(e) (a)から前(d)までの規定にかかわらず、新規上場申請者の発行する株券が国内の他の金融商品取引所に上場しており、新規上場申請者の企業内容等の開示実績が良好である場合には、その状況を勘案して、審査を行うこととする。</u></p> <p>e （略）</p> <p>(2) 前(1)の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合の第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。この場合において、新規上場申請者の本国等における法制度、実務慣行等を勘案して行うものとする。</p> <p>a～c （略）</p> <p>d 第4号関係</p> <p>(a)～(d) （略）</p> <p><u>(e) (a)から前(d)までの規定にかかわらず、新規上場申請者の発行する株券が国内の他の金融商品取引所に上場しており、新規上場申請者の企業内容等の開示実績が良好である場合には、その状況を勘案して、審査を行うこととする。</u></p> <p>e （略）</p> <p>(3) （略）</p>	<p>1 第2条（上場審査）関係</p> <p>(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類（有価証券上場規程第3条各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類をいう。以下同じ。）及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a～c （略）</p> <p>d 第4号関係</p> <p>(a)～(d) （略）</p> <p>（新設）</p> <p>e （略）</p> <p>(2) 前(1)の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合の第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。この場合において、新規上場申請者の本国等における法制度、実務慣行等を勘案して行うものとする。</p> <p>a～c （略）</p> <p>d 第4号関係</p> <p>(a)～(d) （略）</p> <p>（新設）</p> <p>e （略）</p> <p>(3) （略）</p>
<p>5 第5条（セントレックスへの上場審査）関係</p> <p>(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準</p>	<p>5 第5条（セントレックスへの上場審査）関係</p> <p>(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準</p>

に適合するかどうかを検討するものとする。

a (略)

b 第2号関係

(a)～(f) (略)

(g) (a)から前(f)までの規定にかかわらず、新規
上場申請者の発行する株券が国内の他の金融商
品取引所に上場しており、新規上場申請者の企
業内容等の開示実績が良好である場合には、そ
の状況を勘案して、審査を行うこととする。

c～e (略)

(2) (略)

付 則

この改正規定は、平成23年8月1日から施行する。

に適合するかどうかを検討するものとする。

a (略)

b 第2号関係

(a)～(f) (略)

(新設)

c～e (略)

(2) (略)